紀の川市家具転倒防止金具取付支援等事業実施要綱

平成２９年　５月１１日

告示第８３号

　（趣旨）

第１条　この告示は、地震発生時における家具等の転倒から市民の身体及び財産の安全

　を確保することを目的とし、予算の範囲内で家具転倒防止金具等を居宅に取り付ける

　世帯に対し支援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この告示において「家具等」とは、たんす、食器棚、本棚等の家具及び冷蔵庫

　等の大型電化製品で、地震発生時に転倒することにより、生命に危険を及ぼす可能性

　のある物をいう。

２　この告示において「転倒防止金具」とは、家具等を柱、壁、天井等に固定し転倒を

　防止するために取り付けるＬ字型金具、二段家具連結止金具、転倒防止ベルト、転倒

　防止チェーンその他の家具等転倒防止に有効と認められる金具等をいう。

　（事業の種類及び支援内容）

第３条　事業の種類及び支援の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

　るものとする。

（１）転倒防止金具の購入費に対する補助事業（以下「補助事業」という。）　転倒防

　　止金具の購入に要する経費に対し、１世帯当たり３，０００円（消費税含む。）を

　　上限とし、補助を行う。

（２）転倒防止金具の取り付けに対する支援事業（以下「支援事業」という。）　次条

　　第２項に規定する世帯に対し、市長が指定し委託した事業者（以下「事業者」とい

　　う。）が転倒防止金具を３台の家具等を上限として取り付ける支援を行う。

　（事業の対象者）

第４条　補助事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。

（１）住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく紀の川市の住民基本台帳に

　　記載されている者の世帯

（２）自己の所有する住宅に居住し、当該住宅に設置するために転倒防止金具を購入し

　　取り付けを行う世帯

（３）賃貸住宅に居住し、金具等を取り付けるために住宅の壁面等に工作を加えること

　　について、家主又は管理者の承諾を得た世帯

（４）市税の滞納がない世帯

（５）この告示による補助を受けていない世帯

２　支援事業の対象者は、前項に規定する世帯のうち、自力で金具等を取り付けること

　が困難な世帯であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）６５歳以上の高齢者のみで構成される世帯

（２）介護保険法（平成９年法律第１２３号）による要介護認定で要介護２以上と判定

　　を受けた者の属する世帯

（３）身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による１級、２級又は３級の身

　　体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯

（４）療育制度要綱（昭和４８年厚生省発児第１５６号）によるＡ１、Ａ２又はＢ１の

　　療育手帳の交付を受けている者の属する世帯

（５）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による

　　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

（６）１級又は２級の障害年金を受給している者の属する世帯

（７）特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和４８年衛発第２４２号）又は和歌山県特定

　　疾患治療研究事業実施要綱及び和歌山県指定特定疾患治療研究事業実施要綱のうち

　　いずれかに規定する特定疾患医療受給者証又は難病の患者に対する医療等に関する

　　法律（平成２６年法律第５０号）による特定医療費（指定難病）受給者証の交付を

　　受けている者の属する世帯

（８）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による小児慢性特定疾病医療受給者証

　　の交付を受けている者の属する世帯

（９）その他市長が特に必要と認める世帯

　（事業の申請）

第５条　補助事業及び支援事業を希望する世帯の世帯主又はこれに代わる者（以下「申

　請者」という。）は、市長に紀の川市家具転倒防止金具取付支援等事業申請書兼承諾

　書（様式第１号）に、次の書類を添付し提出しなければならない。

（１）転倒防止金具の見積書

（２）前条第１項第４号及び同条第２項第２号から第８号までに該当することが確認で

　　きる書類の写し

（３）転倒防止金具の取り付けが必要な家具等を確認できる写真

２　前項の申請は、１世帯につき１回限りとする。

　（事業の決定）

第６条　市長は、前条第１項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、

　補助事業及び支援事業の可否を決定し、紀の川市家具転倒防止金具取付支援決定（却

　下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（事業の依頼）

第７条　市長は、前条の支援事業の決定をしたときは、事業者へ紀の川市家具転倒防止

　金具取付支援依頼書（様式第３号）により事業を依頼する。

　（取付完了報告及び補助金交付請求）

第８条　申請者は、転倒防止金具取付後、紀の川市家具転倒防止金具取付完了報告書兼

　請求書（様式第４号。以下「報告書兼請求書」という。）に次の書類を添えて市長に

　提出しなければならない。

（１）転倒防止金具の購入に係る領収書

（２）設置の事実が分かる写真

　（補助金の交付等)

第９条　市長は、前条の規定により提出された報告書兼請求書を審査し、適当と認める

　ときは、申請者に補助金を交付するものとする。

　（補助金の交付決定の取消し等）

第１０条　市長は、申請者が次に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を

　取り消すことができる。

（１）偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）この告示又は交付決定に付けた条件に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消

　しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を

　させるものとする。

　（免責）

第１１条　この事業は、地震発生時の家具等の転倒を完全に防止するものではなく、家

　具等の転倒による被害が発生しても、市長はその損害賠償責任を負わないものとする。

　（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、公布の日から施行する。